

○東北地方整備局告示第四十七号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十五日

東北地方整備局長 西村 拓

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和五年東北地方整備局告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占有料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占有料（ケーブル等を除く。）及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占有料

二 (略)	占有区分		単位	金額
	塔類	塔類以外の占有物		
(略)	塔類	工作物の伴わない占有	占有面積一平方メートルにつき一年	五百六十円
	その他	工作物の伴わない占有		四十円
	工作物（塔類以外）	工作物の伴わない占有		五十円
				四十円

改正前

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占有料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占有料（ケーブル等を除く。）又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占有料

二 (略)	占有区分		単位	金額
	塔類	塔類以外の占有物		
(略)	塔類	工作物の伴わない占有	占有面積一平方メートルにつき一年	五百六十円
	その他	工作物の伴わない占有		四十円
	工作物（塔類以外）	工作物の伴わない占有		五十円
				四十円

附 則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○東北地方整備局告示第九十五号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和五年十一月十四日

東北地方整備局長 山本 巧

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料（ケーブル等を除く。）又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

するものとする。

2 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。

二 土砂採取料

採取物区分			単位	金額
土砂	砂	切込砂利	一立方メートルにつき	九十九円五十銭
				百三十九円八十銭
				百六十三円
砂利	栗石、玉石	長径三十センチメートル以上五十センチメートル未満のもの	一個につき	百八十六円二十銭
				二百三十六円七十銭
				二百三十三円
転石	長径五十センチメートル以上七十センチメートル未満のもの	一個につき	五百八十三円	
			九百三十二円六十銭	
			九百三十二円六十銭	

<p>長径九十センチメートル以上百二十センチメートル未満のもの</p>		<p>千三百九十九円</p>
<p>長径百二十センチメートル以上のもの</p>		<p>千八百六十五円四十銭</p>

備考

採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。